

IGL 訪問看護ステーション
(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあってかかりつけの医師が訪問看護または介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という。）を提供することにより、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視した高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法及び健康保険法・介護保険法の基本理念に基づいた在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 社会福祉法人 IGL 学園福祉会は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議するものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 IGL 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）
- ② 所在地 広島市安佐南区上安六丁目31番1号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 看護師 1名
職務は、所属従業者を指揮監督するとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の利用者の主治医及び関係機関との連携を図り適切な事業の運営が行われるように統括する。
- ② 看護師等 看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師 19名（常勤専従職員 10名、非常勤専従職員 9名）
理学療法士 8名（常勤専従職員 7名、非常勤専従職員 1名）
事務職員 2名（常勤専従職員 1名、非常勤専従職員 1名）

職務は、訪問看護計画または介護予防訪問看護計画及び報告書を作成し、指定訪問看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日 8：30～17：30 土曜日 8：30～12：30
- ② 休業日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日まで）
- ③ 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(通常の事業の実施場所)

第6条 通常の事業の実施地域は、広島市の区域とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーション交付した指示書により訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- ② 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書または介護予防訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- ③ 利用者に主治医がいない場合には、主治医を決めて申し込むことを助言する。利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係機関に連絡し対応する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭・洗髪による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③ 褥創の予防・処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 認知症患者の看護や精神・心理的看護
- ⑥ 介護予防における看護や精神・心理的看護
- ⑦ 療養生活や介護方法または介護予防方法の指導及び助言
- ⑧ カテーテル等の交換・管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置
- ⑩ 終末期の看護

(利用料)

第9条 医療保険の指定訪問看護を提供した場合、利用者から1回につき算定基準により算定した額の1割または2割を基本利用料として徴収するものとする。ただし、高齢者以外の利用者に指定訪問看護を提供した場合は、健康保険法に定める算定基準により算定した額の加入健康保険の自己負担割合による額とする。

- 2 介護保険の指定訪問看護を提供した場合、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者から他の居宅サービスと同様に、介護保険負担割合証の割合に応じた額を負担とする。
- 3 指定訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し利用料についての理解を得ることとする。
- 4 その他、利用者の申し出により、料金表に定める額を徴収する。
- 5 ご利用者の都合でサービスをキャンセルされる場合は、当日のキャンセルは自己負担金100%を徴

収することとする。(ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は除く。)

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第10条 当施設は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
 - ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業者の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
 - ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、従業者間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を、従業者間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について、具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(身体拘束等)

第11条 当ステーションは、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、当ステーション管理者が主治医と相談した上で判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を看護記録に記載することとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処する。

- ① 必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③ 必要に応じて警察へ連絡する
- ④ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥ 事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

(緊急時における対応方法)

第13条 看護師等は、指定訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い、処置を行うこととし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

(苦情)

第15条 利用者は、訪問看護師等のサービスに対しての要望又は苦情等について苦情受付担当者に申出ることができる。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、従業者の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 IGL 学園福祉会において定めるものとする。

3 指定訪問看護事業の実施に当たり、疑義が生じたときは、関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

(施行)

第17条 この規程は、平成11年9月1日から施行する。

付則

- 1 この規程の一部を、平成13年 6月1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成13年12月1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成14年 4月1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成14年 7月1日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成15年 4月1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成15年11月1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、平成18年 4月1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、平成19年 8月1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、平成20年11月1日から改正する。
- 10 この規程の一部を、平成21年 6月1日から改正する。
- 11 この規程の一部を、平成23年12月1日から改正する。
- 12 この規程の一部を、平成25年 6月1日から改正する。
- 13 この規程の一部を、平成26年 4月1日から改正する。

- 14 この規程の一部を、平成27年 4月1日から改正する。
- 15 この規程の一部を、平成27年 8月1日から改正する。
- 16 この規程の一部を、平成28年 4月1日から改正する。
- 17 この規程の一部を、平成29年 4月1日から改正する。
- 18 この規程の一部を、平成30年 4月1日から改正する。
- 19 この規程の一部を、令和 2年 4月1日から改正する。
- 20 この規程の一部を、令和 3年 4月1日から改正する。
- 21 この規程の一部を、令和 5年 4月1日から改正する。
- 22 この規程の一部を、令和 6年 6月1日から改正する。
- 23 この規程の一部を、令和 7年 4月1日から改正する。